

仕事中や通勤中にけがをしたとき

健康保険は
使えません!

病院にかかるとき、どんな場合でも健康保険が使えるわけではありません。

仕事中や通勤中のけがは労災保険の適用になります。



Q 通勤中に駅の階段で足を踏み外して転び、足首が痛いので、病院を受診しようと思います。健康保険と労災保険、どちらを使えばいいですか？

A 通勤中や仕事上の理由でけがをした場合などは、健康保険は使えません。労災保険を使ってください。病院にかかる際は、労災であることを必ず申し出てください。



労災保険を使った場合の支払いについて

受診する医療機関が労災指定病院の場合は原則として自己負担はありませんが、やむを得ず、労災指定病院以外にかかった場合はいったん全額を立て替え払いして、後日、労働基準監督署へ請求し払い戻しを受けます。



Q 仕事中に荷物を運んでいて転倒し、腕をけがしたので、病院を受診しました。労災保険ではなく、健康保険を使ってしまったのですが、どうしたらいいですか？

A 受診した病院に労災保険への切り替えができるかを確認してください。切り替えができない場合は、健保組合が負担した分を返納し、いったん医療費の全額を自己負担したうえで労災保険に請求することができます。詳細は、「労災保険相談ダイヤル」をご利用いただくか、お近くの労働局・労働基準監督署へお問い合わせください。



労働災害であるにもかかわらず、健康保険で病院を受診して医療費を支払った場合は、すみやかに当健保組合にご連絡ください。

こんな場合は労災保険の対象です

通勤中にけがをした 通勤災害

- 出社途中に駅でけがをした
- 帰宅途中にスーパーへ立ち寄って夕飯の食材を購入し、通勤経路に戻った後にけがをした



※通勤とは「就業に關し」、「住居」と「就業の場所」との間を「合理的な経路および方法」によって往復することをいう、と定められています。なお、「通勤中」には、帰宅途中に日用品を買ったり、病院を受診するなど「日常生活上必要とされる行為」をして通常の経路に戻った後も含みます。ただし、映画館に行く、バーで飲酒するなどは、通勤中とはみなされません。

業務上の理由でけがをした 業務上災害

- 仕事中または仕事の準備中や後片付け中にけがをした
- 仕事中にトイレに行く途中でけがをした
- 仕事中にのどが渴いたので、社内の自販機まで水を買に行く途中でけがをした
- 出張中にけがをした（私的な行動は除く）



労災保険に関する
お問い合わせ先

お近くの労働局・労働基準監督署または「労災保険相談ダイヤル」をご利用ください。

労災保険相談ダイヤル 0570-006031 受付時間 8:30~17:15 (土日祝日、年末年始を除く)